

○公共土木施設災害復旧事業査定方針

〔昭和三十二年七月十五日建 河 発 第三百五十一号〕
改正 昭和三十三年五月 九日 建河発第三四四号

昭和三十三年七月 一日	建河発第四七三号
昭和三十四年九月 二日	建河発第六七四号
昭和三十八年九月 九日	建河発第四〇九号
昭和三十九年六月 二日	建河発第二三四号
昭和四〇年六月一〇日	建河発第二一〇号
昭和四二年六月 七日	建河発第七九号
昭和四四年七月一二日	建河発第四七号
昭和四七年八月 二日	建河発第五六号
昭和五四年三月二〇日	建河発第二二二号
昭和五九年九月一四日	建河発第八〇号
昭和六二年五月二一日	建河発第八二二号
昭和六三年四月 七日	建河発第四一〇号
平成 元年五月二九日	建河発第五三三号
平成 三年四月二一日	建河発第六一〇号
平成 四年四月 九日	建河発第六一〇号
平成 六年六月二三日	建河発第六九号
平成 七年四月 一日	建河発第八〇号
平成 八年五月 十日	建河発第六十八号
平成 九年四月 一日	建河発第六十五号
平成 十年六月 四日	建河発第八十九号
平成 一一年三月三〇日	建河発第五八号
平成 一二年四月 三日	建河発第七三三号
平成 一三年二月一四日	国河防第一一〇号
平成 一三年三月三〇日	国河防第一八八号
平成 一四年四月 一日	国河防第一〇七〇号
平成 一五年四月 一日	国河防第八〇一〇号
平成 一五年六月一八日	国河防第一四二二号
平成 二〇年六月二六日	国河防第一一五号
平成 二三年八月 五日	国水防第一三三三号

河川局長通知

(目的)

第一 災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この査定方針によつて行うものとする。

(災害原因の調査)

第二 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

(一) 降雨については、最大二十四時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

(二) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

- (三) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、など
- れ等
- (四) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- (五) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
- (六) 地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
- (七) 地震については、震度、震源地等

(採択の範囲等)

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあつては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未滿の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- (二) 河川以外の公共土木施設にあつては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未滿の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
- (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの
- (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

2 法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあつては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 法第六条第一項第二号に規定する「工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの」については、第九条第二項の規定により算定する経済効果その他復旧による効果を総合的に勘案して採否を決定すること。
- (二) 要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合にあつても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。
- (三) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。

(四) 成功認定、中間検査等及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直工事又は補強工事を命じた箇所当該工事が未完了であることに基因して災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条

第一項第四号に該当するものとして採択しないものとする。

(五) 前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となつた箇所、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとする。

イ 失格又は欠格となつた後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

(六) 要綱第十四第二号にいう「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の三割程度以上の埋そく又は流木が著しく堆積した場合をいい、この場合において掘さくする土量は、自然流下等による流失量を考慮して災害によるたい積量の七割を基準とし、流木除去については、流木堆積量の全量を対象として決定すること。「砂防えん堤の埋没」とは、流木止め施設に流木が著しく堆積した場合を含まないものとする。

(七) 要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

(八) 要綱第十七第二項の被災箇所の総幅員の認定にあたり、道路にあつては被災箇所の総幅員が不明確な場合又は地形的に特別の状況にあるため当該被災箇所の前後の総幅員と異なる場合は、当該被災箇所の前後の総幅員を勘案して相当と認められる距離を当該被災箇所の総幅員とするとともに、橋梁にあつては被災橋梁の総幅員が二メートル未満であつても一・五メートル以上ある場合において、当該橋梁の前後の道路の総幅員が二メートル以上あるときは、当該橋梁の総幅員が二メートル以上あるものとする。

3 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

4 要綱第三第二号にいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

5 要綱第十五の二第二号にいう「欠壊が広範囲にわたり、かつ、欠壊の程度が激甚である」とは、前項に定める場合のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業として策定する計画区間の五割程度以上となる場合を含むものとし、「一定計画」とは、要綱第三第二号トにいう「一定計画」のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業の計画区間の五割程度以上となる場合の当該災害関連事業の一定計画を含むものとする。

6 要綱第三第二号りの取扱いは、次のとおりとする。

(一) 「治水上又は道路交通上当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合」とは、次に掲げる場合の一に該当する場合をいう。

イ 当該橋梁に係る河川の洪水流量の増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流水、転石等が多い場合

ロ 当該被災部分が当該橋梁に係る河川の流心部又は水衝部に係るものである場合

ハ 当該橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

二 当該橋梁に係る自動車の交通量が一日百台以上である場合。この場合の交通量の認定については、原則として道路管理者による交通量調査の資料に基づいて行なうものとする。

ホ 当該橋梁が定期バス路線又は定期貨物自動車路線に係るものである場合

ヘ 当該橋梁が官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通ずる路線に係るものである場合

(二) 「必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事」の取扱いは、次のイ又はロに定める基準による。

イ 当該木橋又は木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該木橋又は木造部分の全部を永久構造とする。ただし、当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上が被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合は、当該流心部又は水衝部のみに係る木造部分の全部を永久構造とする。

ロ イに掲げる場合のほか、当該木橋又は木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合又は当該橋梁の河川の流心部若しくは水衝部に係る木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被災部分のみを永久構造とする。

(三) 当該橋梁が一般国道又は道路法第五十六条の規定により国土交通大臣が指定した主要な都道府県道若しくは市道（以下「主要地方道」という。）に係るものであつて永久構造の橋梁として改良されることが確定している場合又は予想される場合には、永久構造として採択しないものとする。

(四) 当該橋梁が潜水橋である場合は、原則として永久構造として採択しないものとする。

7 要綱第三第二号又において、被災橋梁が潜水橋である場合には、原則としてけた下高を上げないものとする。

(直轄工事施行区域内の災害)

第四 直轄工事施行区域内に発生した災害に係る災害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づく直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ採否を決定するものとする。

2 前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄工事事務所長の立会のうえ行なうものとする。（他の事業の計画区域内の災害）

第五 災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。

(二) 他の事業により竣功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣功した完成断面を対象として採択すること。

(兼用工作物及び他省他局との関係にある施設に係る災害)

第六 国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものを除く。以下「兼用工作物」という。）並びに農林水産省及び国土交通省港湾局と関係の